

令和5年3月  
令和5年第1回栃木市議会定例会  
議 案 書

栃 木 市



番 号	件 名	
議案第 1 号	令和5年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	令和5年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 3 号	令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 4 号	令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 5 号	令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 6 号	令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和5年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和5年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	令和5年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第 10 号	令和4年度栃木市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議案第 11 号	令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議案第 12 号	令和4年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 13 号	令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 14 号	令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	別冊
議案第 15 号	令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第2号）	別冊
議案第 16 号	令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第 17 号	令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 18 号	令和4年度栃木市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 19 号	令和4年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 20 号	栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	1
議案第 21 号	栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する 条例の制定について	5
議案第 22 号	栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ推進審議会 条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 23 号	栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	12
議案第 24 号	栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第 25 号	栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第 26 号	栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を改正する 条例の制定について	18

番 号	件 名	
議案第27号	栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第28号	栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第29号	栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第30号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第31号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第32号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第33号	栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第34号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第35号	栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第36号	栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定について	60
議案第37号	第2次栃木市総合計画基本構想及び基本計画について	62
議案第38号	佐野地区衛生施設組合理約の変更について	63
議案第39号	佐野地区衛生施設組合の解散について	65
議案第40号	佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分について	67
議案第41号	市道路線の認定について	75
議案第42号	市道路線の廃止について	76
議案第43号	市道路線の変更について	77
議案第44号	財産の取得について	78
議案第45号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	79
議案第46号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	80
議案第47号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	81

栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長並びに財産区をいう。

(個人情報ファイル簿に準ずる帳簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイル（本人の数が100人未満のものを除く。）について、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるもので、本人の数が100人以上のものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成22年栃木市条例第22号)第1条に規定する栃木市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の事項を定めようとする場合

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (栃木市個人情報保護条例の廃止)

2 栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）は、廃止する。

### (栃木市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の栃木市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第14条第1項若しくは第2項（旧条例第18条第5項において準用する場合を含む。）又は旧条例第18条第1項から第4項までの規定による請求がされた場合における旧条例第19条第1項に規定する開示、訂正等については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第26条第1項の規定による審査請求がされた場合における旧条例に規定する審査請求に係る手続については、なお従前の例による。

5 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。



栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する  
条例の制定について

栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例を次の  
ように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する  
条例

(栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年栃木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年栃木市条例第 号。以下「法施行条例」という。）、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年栃木市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）及び栃木市寺尾財産区議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年栃木市条例第 号。以下「財産区議会個人情報保護条例」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 栃木市情報公開条例第14条第3項の規定により諮問に応じて審議すること。
- (2) 情報公開制度に関する重要事項について、実施機関（栃木市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この号において同じ。）の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、実施機関に対し意見を述べること。

- (3) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審議すること。
- (4) 法施行条例第5条の規定による諮問に応じて審議すること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。
- (6) 議会個人情報保護条例第45条又は第50条（財産区議会個人情報保護条例の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による諮問に応じて審議すること。
- (7) 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関（法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。）及び議会個人情報保護条例第1条（財産区議会個人情報保護条例の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する議会に対し意見を述べること。

第5条中「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を、「実施機関」の次に「（栃木市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関、法施行条例第2条第2項に規定する実施機関及び議会個人情報保護条例第1条（財産区議会個人情報保護条例の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する議会をいう。）」を加え、「以下「審査関係人」を「以下これらを「審査関係人」に改める。

（栃木市介護保険条例の一部改正）

第2条 栃木市介護保険条例（平成22年栃木市条例第157号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第4章 介護保険運営協議会（第12条）

を

第5章 認定資料の開示（第13条—第15条）

」

「

第4章 介護保険運営協議会（第12条）

に、

」

「第6章」を「第5章」に、「第16条」を「第13条」に、「第7章」を「第6章」に、「第17条—第21条」を「第14条—第18条」に改める。

第5章を削る。

第6章中第16条を第13条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第17条を第14条とし、第18条から第20条までを3条ずつ繰り上げる。

第21条中「第17条」を「第14条」に改め、同条を第18条とする。

第7章を第6章とする。

（栃木市自治基本条例の一部改正）

第3条 栃木市自治基本条例（平成24年栃木市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第6号中「削除等」を「利用停止等」に改める。

第23条第1項中「削除等」を「利用停止等」に改め、同条第3項を削る。

（栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正）

第3条 栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成29年栃木市

条例第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「栃木市個人情報保護条例(平成22年栃木市条例第21号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年栃木市条例第 号)」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた審査請求に係る諮問から適用し、同日前になされた審査請求に係る諮問については、なお従前の例による。

(栃木市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日以前になされた開示請求に係る手続については、なお従前の例による。

栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ  
推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ推進審議会  
条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ  
推進審議会条例の一部を改正する条例

(栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正)

第1条 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例（平成22年栃木市条例  
第51号）の一部を次のように改正する。

第6条中「職員課」を「総務人事課」に改める。

(栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第2条 栃木市スポーツ推進審議会条例（平成22年栃木市条例第222号）  
の一部を次のように改正する。

第8条中「市民スポーツ課」を「スポーツ課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定  
について

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を次のように制定  
するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子



栃木市条例第 号

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の特例を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(市長、副市長及び教育長の給与の特例)

第2条 市長、副市長及び教育長の給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、市長及び副市長においては同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額と、教育長においては同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。期末手当の算定の基礎となる市長、副市長及び教育長の給料月額についても、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年4月24日又はこの条例の施行の際現に市長の職にある者の退職の日のいずれか早い日限り、その効力を失う。

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例

栃木市体育施設条例（平成22年栃木市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中栃木市大光寺河川敷運動場の項及び栃木市大皆川ニュースポーツ広場の項を削る。

別表第1中栃木市大光寺河川敷運動場の項及び栃木市大皆川ニュースポーツ広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険条例（平成22年栃木市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を  
改正する条例の制定について

栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を改正する条  
例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を  
改正する条例の制定について

栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例（平成23年栃木市  
条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木市西方さくらホーム条例

第1条中「栃木市西方ふれあいプラザ及び」を削り、「西方ふれあいプラ  
ザ等」を「西方さくらホーム」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 西方さくらホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市西方さくらホーム

位置 栃木市西方町金崎9番地1

第3条、第4条、第5条第1項、第6条、第7条、第8条第1項、第9条  
から第11条まで、第12条第1項、第13条及び第14条中「西方ふれあ  
いプラザ等」を「西方さくらホーム」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子



栃木市条例第 号

栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部改正)

第1条 栃木市認定西方なかよしこども園条例（平成23年栃木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

(栃木市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 栃木市子ども・子育て会議条例（平成25年栃木市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

栃木市学童保育の実施に関する条例（平成22年栃木市条例第262号）  
の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1時間」を「2時間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第21条を第24条とし、第14条から第20条までを3条ずつ繰り下げる。

第13条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改め、同条を第16条とする。

第12条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第11条を第13条とし、第7条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「第10条第3項」を「第12条第3項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の規定の適用については、同条中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「周知しなければならない」とあるのは「周知するよう努めなければならない」とする。

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子



栃木市条例第 号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

第1条 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第23条」に、「第22条—第28条」を「第24条—第30条」に、「第29条—第32条」を「第31条—第34条」に、「第33条」を「第35条」に改める。

第33条を第35条とする。

第3章中第32条を第34条とし、第29条から第31条までを2条ずつ繰り下げる。

第2章中第28条を第30条とし、第24条から第27条までを2条ずつ繰り下げる。

第23条中「第16条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第25条とする。

第22条を第24条とする。

第1章中第21条を第23条とし、第16条から第20条までを2条ずつ繰り下げる。

第15条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染

症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改め、同条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条を削る。

第12条を第15条とし、第11条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条 児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に

限る。)を行わなければならない。

附則第2項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る第24条第2項」を「第26条第2項」に改め、「准看護師」の次に「(以下この項において「看護師等」という。)」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「第24条第2項に」を「第26条第2項に」に、「第24条第2項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

附則第4項から第6項までの規定中「第24条第2項」を「第26条第2項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

##### (安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の日から令和6年3月31日までの間、同条の規定による改正後の栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第8条(保育所に係るものを除く。)の規定の適用については、同条中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「周知しなければならない」とあるのは「周知するよう努めなければならない」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 改正後の条例第9条第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年栃木市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第22条」に、「第22条—第26条」を「第23条—第27条」に、「第27条」を「第28条」に、「第28条—第30条」を「第29条—第31条」に、「第31条・第32条」を「第32条・第33条」に、「第33条—第36条」を「第34条—第37条」に、「第37条—第41条」を「第38条—第42条」に、「第42条—第48条」を「第43条—第49条」に、「第49条」を「第50条」に改める。

第5条第5項中「第14条第2項及び第3項」を「第15条第2項及び第3項」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に、「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第6条第1項中「第14条第1項及び第2項」を「第15条第1項及び第2項」に、「第15条第1項、第2項及び第5項」を「第16条第1項、第2項及び第5項」に、「第16条並びに第17条第1項から第3項まで」を「第17条並びに第18条第1項から第3項まで」に、「第16条第2項第3号」を「第17条第2項第3号」に改め、同項第3号中「第42条」

を「第43条」に改め、同条第3項第1号中「第27条」を「第28条」に改める。

第49条を第50条とする。

第48条中「第24条」を「第25条」に、「第26条」を「第27条」に、「第28条」を「第29条」に、「第47条第1項」を「第48条第1項」に、「第48条」を「第49条」に、「第25条」を「第26条」に、「第33条第4号及び第5号」を「第34条第4号及び第5号」に改め、第5章中同条を第49条とする。

第47条第1項ただし書中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第48条とする。

第46条中「第24条」を「第25条」に、「第26条」を「第27条」に、「第43条」を「第44条」に、「第46条」を「第47条」に、「第25条」を「第26条」に改め、同条を第47条とし、第45条を第46条とする。

第44条第1項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第45条とする。

第43条中「第45条」を「第46条」に、「第46条」を「第47条」に改め、同条を第44条とし、第42条を第43条とする。

第41条中「第24条」を「第25条」に、「第26条」を「第27条」に、「第25条」を「第26条」に改め、第4章中同条を第42条とする。

第40条中「第37条第1号」を「第38条第1号」に改め、同条を第41条とする。

第39条を第40条とし、第38条を第39条とし、第37条を第38条とする。



第36条中「第24条」を「第25条」に、「第26条」を「第27条」に、「第36条」を「第37条」に、「第25条」を「第26条」に改め、第3章第4節中同条を第37条とし、第35条を第36条とする。

第34条第1項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第35条とする。

第33条第7号中「第28条第7号」を「第29条第7号」に改め、同条を第34条とする。

第32条中「第24条」を「第25条」に、「第26条」を「第27条」に、「第28条」を「第29条」に、「第32条」を「第33条」に、「第25条」を「第26条」に、「第33条第4号及び第5号」を「第34条第4号及び第5号」に改め、第3章第3節中同条を第33条とする。

第31条第1項ただし書中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第32条とする。

第30条中「第24条」を「第25条」に、「第26条」を「第27条」に、「第30条」を「第31条」に、「第25条」を「第26条」に改め、第3章第2節中同条を第31条とする。

第29条第1項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第30条とする。

第28条第4号中「第33条第4号及び第5号」を「第34条第4号及び第5号」に改め、同条を第29条とする。

第3章第1節中第27条を第28条とする。

第2章中第26条を第27条とする。

第25条中「第26条」を「第28条」に改め、同条を第26条とする。

第24条中「第26条」を「第27条」に改め、同条を第25条とする。

第23条第1項第2号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第3項中「第34条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第22条を第23条とする。

第1章中第21条を第22条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条第1項第2号中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条第2項第4号中「第22条」を「第23条」に、「第23条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改め、同条を第15条とする。

第13条を削り、第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削り、同条を第12条とする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職

員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第2条第1項中「第15条」を「第16条」に、「第22条第4号」を「第23条第4号」に、「第23条第1項本文」を「第24条第1項本文」に、「第28条第1号」を「第29条第1号」に、「第32条」を「第33条」に、「第48条」を「第49条」に、「第29条第1項本文」を「第30条第1項本文」に、「第31条第1項本文」を「第32条第1項本文」に、「第33条第1号」を「第34条第1号」に、「第34条第1項本文」を「第35条第1項本文」に、「第43条第1号」を「第44条第1号」に、「第44条第1項本文」を「第45条第1項本文」に、「第47条第1項本文」を「第48条第1項本文」に改め、同条第2項中「第15条」を「第16条」に、「第22条第4号」を「第23条第4号」に、「第23条第1項本文」を「第24条第1項本文」に、「第10条」を「第12条」に改める。

附則第4条中「第31条及び第47条」を「第32条及び第48条」に、「第23条第2項」を「第24条第2項」に、「第31条第1項」を「第32条第1項」に、「第47条第1項」を「第48条第1項」に改める。

附則第5条中「第35条」を「第36条」に改める。

附則第6条中「第29条第2項各号」を「第30条第2項各号」に、「第44条第2項各号」を「第45条第2項各号」に、「第29条第2項又は第44条第2項」を「第30条第2項又は第45条第2項」に改める。

附則第7条中「第29条第2項」を「第30条第2項」に、「第44条第2項」を「第45条第2項」に改める。

附則第8条中「第29条第2項」を「第30条第2項」に、「第44条第2項」を「第45条第2項」に改める。

附則第9条中「第29条第3項」を「第30条第3項」に、「第44条

第3項」を「第45条第3項」に、「第29条第2項」を「第30条第2項」に、「第44条第2項」を「第45条第2項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

##### (自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定  
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子  
育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次  
のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第2条 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第33条」に、「第35条・第36条」を「第34条・第35条」に、「第37条」を「第36条」に、「第38条—第50条」を「第37条—第49条」に、「第51条・第52条」を「第50条・第51条」に、「第53条—第61条」を「第52条—第60条」に、「第62条」を「第61条」に改める。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、

同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

第29条第1項中「第39条第4項」を「第38条第4項」に改め、同条を第28条とする。

第30条を第29条とし、第31条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。

第34条第2項第4号中「第30条第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第5号中「第32条第3項」を「第31条第3項」に改め、同条を第33条とする。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「



同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改め、第1章第2節第3款中同条を第34条とする。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改め、同条を第35条とする。

第37条第1項中「第28条」を「第29条」に、「第31条第1項」を「第32条第1項」に、「第33条」を「第34条」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第42条」を「第43条」に改め、第1章第3節第1款中同条を第36条とする。

第38条中「第46条」を「第45条」に、「第42条」を「第41条」に、「第43条」を「第42条」に改め、第1章第3節第2款中同条を第37条とする。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同条第4項中「第42条」を「第41条」に改め、同条を第38条とし、第40条を第39条とし、第41条を第40条とする。

第42条第1項第3号中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第2項中「第37条第1号」を「第38条第1号」に改め、同条第3項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を41条とする。

第43条を第42条とし、第44条を第43条とし、第45条を第44条とする。

第46条第5号中「第43条」を「第42条」に改め、同条第7号中「第39条第2項」を「第38条第2項」に改め、同条を第45条とし、第47条を第46条とし、第48条を第47条とする。

第49条第2項第1号中「第44条」を「第43条」に改め、同項第4号中「第30条第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第5号中「第32条第3項」を「第31条第3項」に改め、同条を第48条とする。

第50条中「第33条」を「第32条」に、「第50条」を「第49条」に、「第46条」を「第45条」に改め、同条を第49条とする。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第3項中「第40条第2項」を「第39条第2項」に、「第33条」を「第32条」に、「第39条第2項」を「第38条第2項」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第52条第1項」を「第51条第1項」に、「第43条第1項」を「第42条第1項」に改め、第1章第3節第3款中同条を第50条とする。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第

3項中「第43条第1項」を「第42条第1項」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条を第51条とする。

第2章中第53条を第52条とし、第54条から第56条までを1条ずつ繰り上げる。

第57条中「第55条第1項」を「第54条第1項」に改め、同条を第56条とする。

第58条を第57条とし、第59条を第58条とし、第60条を第59条とする。

第61条第2項中「第54条」を「第53条」に、「第58条」を「第57条」に改め、同条を第60条とする。

第3章中第62条を第61条とする。

附則第3条中「第37条第1項」を「第36条第1項」に改める。

附則第4条中「第42条第1項本文」を「第41条第1項本文」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市公園条例の一部改正)

第1条 栃木市公園条例（平成22年栃木市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表第1 西方総合公園の項中

「

テニスコート
弓道場

を

「

テニスコート
--------

に

改める。

(栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正)

第2条 栃木市公園有料公園施設に関する条例（平成22年栃木市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第1 西方総合公園の項中

「

テニスコート	1月4日から12月	午前8時から午後6時30分
	28日まで	まで

を

弓道場	1月4日から12月	午前8時から午後6時30分
	28日まで	まで

テニスコート	1月4日から12月	午前8時から午後6時30分
	28日まで	まで

改める。

別表第2の7 西方総合公園の部中

テニスコート (1面につき)	スポーツ		1時間につき 420円
	集会等		1時間につき 1,040円
	営利等		1時間につき 4,190円
弓道場	個人利用	中学生以下	1人1回につき 50円
		上記以外の者	1人1回につき 100円
	団体利用		1時間につき 310円

テニスコート (1面につき)	スポーツ		1時間につき 420円
	集会等		1時間につき 1,040円
	営利等		1時間につき 4,190円

改め、同部備考3中「、テニスコート及び弓道場」を「及びテニスコート」に改め、同部備考4を削り、同部備考5を同部備考4とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子



栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項中「により所得証明」の次に「、課税証明、非課税証明、納税証明」を加える。

別表第2の44の項の1の(1)のイを削り、同項の1の(1)のウ中「一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）」を「アに掲げる申請以外の申請」に改め、「（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）」を削り、同項の1の(1)のウを同項の1の(1)のイとし、同項の1の(2)のイを削り、同項の1の(2)のウ中「一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）」を「アに掲げる申請以外の申請」に改め、「（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）」を削り、同項の1の(2)のウを同項の1の(2)のイとする。

別表第2の45の項の1の(1)のイを削り、同項の1の(1)のウ中「一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）」を「アに掲げる申請以外の申請」に改め、「（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）」を削り、同項の1の(1)のウの(ア)中「1の(1)のウの(ア)」を「1の(1)のイの(ア)」に改め、同項の1の(1)のウの(イ)中「1の(1)のウの(イ)」を「1の(1)のイの(イ)」に改め、同項の1の(1)のウの(ウ)中「1の(1)のウの(ウ)」を「1の(1)のイの(ウ)」に改め、同項

の1の(1)のウの(エ)中「1の(1)のウ」を「1の(1)のイ」に改め、同項の1の(1)のウを同項の1の(1)のイとし、同項の1の(2)のイを削り、同項の1の(2)のウ中「一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）」を「アに掲げる申請以外の申請」に改め、「（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）」を削り、同項の1の(2)のウの(ア)中「1の(2)のウの(ア)」を「1の(2)のイの(ア)」に改め、同項の1の(2)のウの(イ)中「1の(2)のウの(イ)」を「1の(2)のイの(イ)」に改め、同項の1の(2)のウの(ウ)中「1の(ウ)のウの(ウ)」を「1の(2)のイの(ウ)」に改め、同項の1の(2)のウの(エ)中「1の(2)のウの(エ)」を「1の(2)のイの(エ)」に改め、同項の1の(2)のウの(オ)中「1の(2)のウ」を「1の(2)のイ」に改め、同項の1の(2)のウを同項の1の(2)のイとする。

別表第2の50の項の1の(1)のイを削り、同項の1の(1)のウ中「一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）」を「アに掲げる申請以外の申請」に改め、同項の1の(1)のウの(イ)中「床面積」の次に「（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。(2)のイの(イ)において同じ。）」を加え、同項の1の(1)のウを同項の1の(1)のイとし、同項の1の(2)のイを削り、同項の1の(2)のウ中「一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）」を「アに掲げる申請以外の申請」に改め、同項の1の(2)のウを同項の1の(2)のイとする。

別表第2の51の項の1の(1)のウ及びエを削り、同項の1の(1)のオ中「一の建築物全体に係る申請（アからエまでに掲げる申請を除く。）」を「ア及びイに掲げる申請以外の申請」に改め、同項の1の(1)のオの(ア)中「1

の(1)のウの(ア)」を「1の(1)のイの(ア)」に改め、同項の1の(1)のオの(イ)中「1の(1)のウの(イ)」を「1の(1)のイの(イ)」に改め、同項の1の(1)のオの(ウ)中「1の(1)のウの(ウ)」を「1の(1)のイの(ウ)」に改め、同項の1の(1)のオの(エ)中「1の(1)のウ」を「1の(1)のイ」に改め、同項の1の(1)のオを同項の1の(1)のウとし、同項の1の(2)のウ及びエを削り、同項の1の(2)のオ中「一の建築物全体に係る申請（アからエまでに掲げる申請を除く。）」を「ア及びイに掲げる申請以外の申請」に改め、同項の1の(2)のオの(ア)中「1の(2)のウの(ア)」を「1の(2)のイの(ア)」に改め、同項の1の(2)のオの(イ)中「1の(2)のウの(イ)」を「1の(2)のイの(イ)」に改め、同項の1の(2)のオの(ウ)中「1の(2)のウの(ウ)」を「1の(2)のイの(ウ)」に改め、同項の1の(2)のオの(エ)中「1の(2)のウの(エ)」を「1の(2)のイの(エ)」に改め、同項の1の(2)のオの(オ)中「1の(2)のウ」を「1の(2)のイ」に改め、同項の1の(2)のオを同項の1の(2)のウとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年3月30日から施行する。

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃木市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附則に次の5項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

- 8 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後、管理者が定める額とする。
- 9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（次項において「他の職への降任等」という。）をされた職員であって、管理者が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定める額を給料として支給する。
- 10 他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を

支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 1 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 2 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用

する。

栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止する条  
例の制定について

栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止する条例を次のよ  
うに制定するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子



栃木市条例第 号

栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止する条例

栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例（平成30年栃木市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 次栃木市総合計画基本構想及び基本計画について

栃木市自治基本条例（平成 24 年条例第 27 号）第 30 条第 1 項の規定により、第 2 次栃木市総合計画基本構想及び基本計画を別冊のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

佐野地区衛生施設組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合同規約（昭和36年栃木県指令地第454号）を次のとおり変更することについて、佐野市と協議するものとする。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

## 佐野地区衛生施設組合同規約の一部を改正する規約

佐野地区衛生施設組合同規約（昭和36年栃木県指令地第454号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1章を加える。

### 第5章 解散に伴う事務の承継

（解散に伴う事務の承継）

第15条 組合の解散に伴う事務の承継については、組織市の協議によりこれを定める。

### 附 則

この規約は、栃木県知事の許可のあった日から施行する。

佐野地区衛生施設組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合を解散することを佐野市と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

佐野地区衛生施設組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和5年9月30日をもって、佐野地区衛生施設組合を解散する。

令和5年 月 日

佐野市長 金子 裕

栃木市長 大川 秀子

佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり佐野市と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀 子

## 佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

令和5年 月 日

佐野市長 金子 裕

栃木市長 大川 秀子

### 1 土地及び建物

#### (1) 佐野地区衛生センター

ア 別表1に掲げる土地（その土地に定着する物を含む。以下同じ。）及び建物（その建物に附属する設備を含む。以下同じ。）は、佐野市及び栃木市で共有するものとし、その持分割合は次のとおりとする。

佐野市 100分の70.87

栃木市 100分の29.13

イ 別表2に掲げる土地は、佐野市に帰属せしめる。

#### (2) 佐野斎場

別表3に掲げる土地及び建物は、佐野市に帰属せしめる。

#### (3) 葛生火葬場

別表4に掲げる土地及び建物は、佐野市に帰属せしめる。

### 2 物品



物品は、全て佐野市に帰属せしめる。

### 3 財政調整基金

財政調整基金は、令和5年9月30日現在における残高を、次の割合で佐野市及び栃木市に帰属せしめる。

#### (1) 佐野地区衛生センター分

佐野市 100分の70.87

栃木市 100分の29.13

#### (2) 佐野斎場分

佐野市 100分の68.40

栃木市 100分の31.60

#### (3) 葛生火葬場分

佐野市 100分の99.72

栃木市 100分の0.28

4 本協議書に基づき佐野市及び栃木市で共有する建物を除却し、及び土地を整地するときに要する費用は、当該持分割合による佐野市及び栃木市の負担とする。

5 佐野市は、別表2及び別表3に掲げる土地及び建物並びに物品を佐野市に帰属せしめるため、栃木市に38,731,633円の金銭を支払うものとする。

別表 1

(1) 土地

用途	所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
佐野地区衛生 センター敷地	佐野市植下町 2550 番	宅地	15,547.00

(2) 建物

名称	構造等	延床面積(m <sup>2</sup> )
処理棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	4,261.92
管理棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	604.54
車庫棟	鉄筋コンクリート造平屋建	312.00
油庫	コンクリートブロック造平屋建	11.36

別表 2

用途	所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
佐野地区衛生 センター搬入 道路敷地	佐野市寺中町 2355 番 9	公衆用道路	64.00
	佐野市寺中町 2357 番 2	公衆用道路	121.00
	佐野市寺中町 2358 番 7	公衆用道路	85.00
	佐野市寺中町 2359 番 7	公衆用道路	155.00
	佐野市寺中町 2360 番 5	公衆用道路	96.00
	佐野市寺中町 2372 番 2	公衆用道路	9.17
	佐野市寺中町 2373 番 3	公衆用道路	108.00
	佐野市寺中町 2373 番 4	公衆用道路	7.88
	佐野市寺中町 2374 番 2	公衆用道路	17.00
	佐野市寺中町 2376 番 2	公衆用道路	11.00
	佐野市寺中町 2377 番 2	公衆用道路	10.00
	佐野市寺中町 2378 番 2	公衆用道路	20.00
	佐野市寺中町 2380 番 2	公衆用道路	21.00
	佐野市植下町 2501 番 1	公衆用道路	249.00
	佐野市植下町 2502 番	公衆用道路	1,014.00
	佐野市植下町 2503 番 2	公衆用道路	87.00
	佐野市植下町 2503 番 6	公衆用道路	0.20
	佐野市植下町 2503 番 7	公衆用道路	0.20
	佐野市植下町 2523 番 2	公衆用道路	22.00
	佐野市植下町 2524 番 2	公衆用道路	92.00
	佐野市植下町 2525 番 2	公衆用道路	53.00
	佐野市植下町 2525 番 3	公衆用道路	6.82
	佐野市植下町 2525 番 4	公衆用道路	144.00
	佐野市植下町 2527 番 2	公衆用道路	81.00
	佐野市植下町 2528 番 2	公衆用道路	158.00
	佐野市植下町 2529 番 2	公衆用道路	102.00
佐野市植下町 2530 番 2	公衆用道路	158.00	
佐野市植下町 2531 番 2	公衆用道路	42.00	

佐野市植下町 2532 番 2	公衆用道路	72.00
佐野市植下町 2533 番 2	公衆用道路	104.00
佐野市植下町 2534 番 2	公衆用道路	65.00
佐野市植下町 2535 番 2	公衆用道路	125.00
佐野市植下町 2536 番 2	公衆用道路	57.00
佐野市植下町 2537 番 2	公衆用道路	165.00
佐野市植下町 2539 番 2	公衆用道路	414.00
佐野市植下町 2540 番 2	公衆用道路	312.00
佐野市植下町 2541 番 3	公衆用道路	322.00
佐野市植下町 2542 番 2	公衆用道路	210.00
佐野市植下町 2543 番 2	公衆用道路	48.00
佐野市植下町 2544 番 2	公衆用道路	80.00
佐野市植下町 2545 番 2	公衆用道路	67.00
佐野市植下町 2546 番 2	公衆用道路	46.00
佐野市植下町 2547 番 2	公衆用道路	46.00
佐野市植下町 2548 番 2	公衆用道路	54.00
佐野市植下町 2549 番 2	公衆用道路	42.00
佐野市植下町 2551 番 2	公衆用道路	79.00

別表 3

(1) 土地

用途	所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
佐野斎場敷地	佐野市葦川町 578 番 1	火葬場敷地	6,844.00
	佐野市葦川町 574 番 1	宅地	59.17
	佐野市葦川町 576 番 1	宅地	505.67
	佐野市葦川町 577 番	宅地	271.00
	佐野市葦川町 578 番 2	宅地	1,190.00

(2) 建物

名称	構造等	延床面積(m <sup>2</sup> )
佐野斎場	鉄筋コンクリート造平屋建一部2階建	1,880.91
車庫	鉄骨造平屋建	95.03
残灰庫	鉄筋コンクリート造平屋建	14.99

別表 4

(1) 土地

用途	所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
葛生火葬場敷地	佐野市あくと町 3329 番	宅地	416.52
	佐野市あくと町 3330 番	宅地	1,061.15
	佐野市あくと町 3331 番 1	宅地	353.00
	佐野市あくと町 3331 番 2	雑種地	518.00
	佐野市あくと町 3331 番 3	雑種地	442.00
	佐野市あくと町 3333 番	宅地	231.00
	佐野市あくと町 3335 番	宅地	456.19
	佐野市豊代町 1030 番 4	原野	127.00
	佐野市豊代町 1032 番 1	雑種地	462.00
	佐野市豊代町 1034 番	雑種地	598.00

(2) 建物

名称	構造等	延床面積(m <sup>2</sup> )
葛生火葬場	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建	368.07
事務室兼休憩室	鉄骨造平屋建	23.65

## 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を市道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

## 道路の種類

## その他路線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道11418号線	箱森町	箱森町	
市道11419号線	箱森町	箱森町	
市道11420号線	城内町2丁目	城内町2丁目	
市道11421号線	沼和田町	沼和田町	
市道12337号線	大宮町	大宮町	
市道13498号線	大宮町	大宮町	
市道14376号線	吹上町	吹上町	
市道22311号線	大平町富田	大平町富田	
市道22312号線	大平町富田	大平町新	

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線の全部を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

道路の種類

その他路線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道13385号線	野中町	野中町	



市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

道路の種類

その他路線

路線名	旧新別	起点	終点	重要な経過地
市道12236号線	旧	寄居町	寄居町	
	新	寄居町	寄居町	
市道31133号線	旧	藤岡町甲	藤岡町甲	
	新	藤岡町甲	藤岡町甲	

財産の取得について

自動食器浸漬装置付食器洗浄機として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

- |   |        |   |    |
|---|--------|---|----|
| 1 | 財産の表示  | 自動食器浸漬装置付食器洗浄機                                | 1台 |
| 2 | 取得の方法  | 条件付き一般競争入札                                    |    |
| 3 | 取得予定価格 | 22,595,100円                                   |    |
| 4 | 取得相手   | 栃木県栃木市藤岡町藤岡4197番地1<br>株式会社大栄工業<br>代表取締役 横田 貴史 |    |

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市小野口町303番地

氏 名 関口 茂一郎

生年月日 昭和26年2月1日

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町平川436番地2

氏 名 大塚 裕子

生年月日 昭和51年8月6日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月24日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町壘岡501番地5

氏 名 大島 秀介

生年月日 昭和31年3月30日

## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

